

保護者各位

保育所長

嘔吐・下痢症状が起きた時の保育所の対応について(お願い)

乳幼児期においては、嘔吐や下痢の症状を起こす病気が多くあります。そのなかでも感染力が極めて強いウイルスもあり、容易に集団感染を引き起こし、お子さんによっては症状が重くなってしまうこともありますので、保育所におきましては「保育所における感染症対応ガイドライン」(厚生労働省作成)を参考に感染予防に努めております。

そこで下記のような対応をさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

記

- 嘔吐物や下痢便で汚れた衣類は、ウイルスの感染拡大を防ぐため汚れを水洗いせずそのままビニール袋に入れた状態で持ち帰っていただきます。(嘔吐物や便で汚れた衣類等は、廃棄する事が感染予防に繋がります)
- 嘔吐や下痢症状がある場合は、受診をお願いします。
- 嘔吐・下痢があった場合の登所の目安は次の通りです。

下痢の場合	嘔吐の場合
<ul style="list-style-type: none">・ 感染のおそれがないと診断された時・ 24 時間以内に 2 回以上の水様便がない・ 発熱が伴わない・ 食事や水分をとっても下痢がない・ 尿が出ている	<ul style="list-style-type: none">・ 感染のおそれがないと診断された時・ 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない・ 発熱がみられない・ 水分がとれ食欲がある・ 機嫌がよく元気である・ 顔色が良い
<p>「24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない」という意味は、保育所で例えば午後 3 時に嘔吐がありましたら午後 3 時から 24 時間家庭で様子を見て頂きます。翌日 3 時まで嘔吐症状(又は水様便)が無ければ登所可能な目安ということになります。ご理解、ご協力をお願い致します。</p> <p>ご質問があれば、事務室までお願いします。</p>	